

寒川町告示第56号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のように決定したので告示する。

令和7年6月3日

寒川町長 木 村 俊 雄

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 都市公園を設置すべき区域 | 神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目地内 |
| 2 都市公園を設置すべき区域の面積 | 約2.5ha |

区域図

